令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：真庭市（消防本部除く）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８５．８％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１００．１％
全職員	７３．４％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	１０４．１％
本庁課長相当職	１０２．０％
本庁課長補佐相当職	９９．２％
本庁係長相当職	９６．３％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９１．６％
３１～３５年	１０１．４％
２６～３０年	９４．１％
２１～２５年	９４．４％
１６～２０年	９９．４％
１１～１５年	８９．６％
６～１０年	８１．２％
１～５年	８６．７％

【説明欄】

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。